

各 移動支援事業所 管理者 様

広島市健康福祉局
障害福祉部障害自立支援課長

移動支援給付費の算定方法について（通知）

平素より、本市障害福祉行政に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、従前より実地指導等により周知を図っているところですが、算定方法に誤りのある事業所が見受けられます。

つきましては、以下のとおり算定していただくよう通知しますので、よろしく申し上げます。

記

○ 移動支援給付費の算定方法について

区 分		サービス	端数時間のサービス費用の額
所要時間が 3 0 分の場合		I A	9 5 0 円
		I C	1, 4 5 0 円
所要時間に 3 0 分未満の 端数が生じた場合	その端数が 1 5 分以上 の場合	I A	9 5 0 円
		I C	1, 4 5 0 円
	その端数が 1 5 分未満 の場合	I A	0 円
		I C	0 円

※ なお、所要時間が支援開始から 2 0 分未満の場合は、移動支援給付費の請求はできません。